須坂市農業委員会 令和2年9月30日総会 議事録

- 1 招集 令和2年9月30日(水) 午後3時
- 2 開会 令和2年9月30日(水) 午後3時
- 3 閉会 令和2年9月30日(水) 午後4時40分
- 4 場所 須坂市議会第4委員会室
- 5 出席した農業委員 (14人)

出席した農地利用最適化推進委員(7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	上原昌雄	推進委員	15番	丸山	輝幸
会長職務代理	13番	田中郁男	"	7番	市村修一	"	16番	坂田	学
農業委員	1番	原千賀子	"	8番	斎藤 稔	"	17番	春原	等
<i>II</i>	2番	松田かよ	"	9番	春原 博	"	18番	中村	嘉博
<i>II</i>	3番	神林秀明	"	10番	小林 昇	"	19番	櫻井	清一
<i>II</i>	4番	返町 惇	"	11番	山岸幸子	"	20番	竹前	清孝
IJ	5番	小林郁雄	JJ	12番	神林清治	"	21番	大澤	敏志

- 6 欠席した農業委員 なし 欠席した農地利用最適化推進委員 なし
- 7 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について (→農業委員会許可)
 - 議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について (市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴わない転用許可申 請→知事許可)
 - 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について (市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴う転用許可申請→ 知事許可)
 - 議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の 決定について(利用権設定→市の公告)
 - 報告第 10 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)
- 8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穣亮

9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主査 土屋大輔

- 10 会議の概要
 - 事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会9月総会を開会いたします。 本日の会議につきましては、農業委員総数14人中、全員の出席をいただいており ますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり、議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行でお願いいたします。

議長

ご苦労様です。

肌寒くなってきましたけれども、収穫の秋を迎え大変お忙しいところ、9月総会 にご参集いただきありがとうございます。

また、先ほどの農振除外の事前審議会から引き続いての総会となりますが、よろ しくお願いします。

それでは早速9月総会に移りたいと思います。

議長

9月提出分の4議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。 それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第 14 条の規定により、5番小林郁雄委員、6番上原 昌雄委員をご指名申し上げます。

議長

それでは、議案第 19 号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数6件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長 議長 次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。 ないようですので、推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

9番

No.5 と 6 について、譲受人の住所地からかなり離れた農地を買われる、しかも 80 歳とご高齢ですが、耕作の確実性について説明してください。

事務局

申請人の営農計画によると、No.5 については主にニンニクを栽培する計画で、6 については、栗及びレンゲの栽培を計画しているとのことです。

営農状況ですが、千曲市に田 2.7 ヘクタールを所有し、畑に転換後、玉ねぎの栽培を計画しているとのことです。また、長野市に田 2.6 アールと畑 1.9 を所有されワインぶどう及び野菜を栽培されているとのことです。

労務状況についてですが、50歳になる息子さんがいらっしゃって一緒に作業をしているとのことで年間250日程度の従事日数とのことです。

なお、申請人ですが、長野市でぶどう栽培の会の会員で、今後、長野市でも1町 歩前後の農地を取得しブドウを栽培する予定とのことです。規模拡大に向けて法人 化も計画されており、法人設立の際は経営主体を息子にしたいということです。

9番

労力2分の2については申請者と息子ということでいいですか。

事務局

そのとおりです。

12番

No.2について譲渡人がお亡くなりになったということですが、事務手続きとしては、取下げの手続きをしたということですか。また、2番と3番の農機具の欄にマメトラと記載されていますが、商品名ですので耕運機や管理機などと記載した方がいいと思います。

事務局

農機具の表現については今後適切な表現に改めます。

また、2についてですが、本人が死亡したことにより本人の取り下げの申請ができないことから手続きは行っておりません。

12番 事務局 農業委員会の手続きというか、議決した重みを考えるとそれで大丈夫ですか。 申請者が亡くなった場合、許可の取り下げは不要ですが、農業委員会ですでに議

決したものですので、このような議案が提出された場合は、まず皆さんにお知らせ するようにいたします。

8番

No.5 と 6 について、下限面積は大丈夫ですか。

事務局

長野市と千曲市で3~クタールを超えて耕作していますので下限面積はクリアしています。

議長 推進委員さんで何かございますか。

20番 No.5の米子の土地ですが、以前、宅地か何かで売り出した土地だと思います。

申請者も元は建設業ということで、本当にここで農業をするのか疑問が残ります。

ゆくゆくは宅地にしようとしているのではないですか。

事務局 申請者は、元は建設業でしたが、事業はほぼやっていないとのことで、営農計画

でもきちんと農業していくということから申請を受け付けました。

20番 下限面積を稼ぐために、あちこちの農地を買い漁っているのではないですか。

13番 申請者の息子さんが喘息ということを聞いています。そのため、一般的な企業等で働くのは大変なため、農業を始めたとのことです。規模拡大を考えているそうで、No.6 の周辺についてもさらに購入を進めたいとのことです。

本人と話す中で、本当に農業をやるのかと聞いたところ、息子の件もあるので頑張ってやっていきたいとおっしゃっていました。

議長 ほかに推進委員さんで何かございますか。

ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第 19 号の6件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願い ます。

挙手全員であります。

よって、議案第19号の6件については許可と決定しました。

議長 次に、議案第 20 号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決 定について」申請件数1件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長以上で説明が終りました。これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

9番 質疑の前に確認したいことがあります。

22 期農業委員会において、きのこの栽培施設の上に太陽光パネルを設置する計画で転用許可されたものについて、今、何もやっていないように見受けられます。また、そこだけでなく、3条で購入した畑についても、会長や代理も立ち会いの上、きちんと耕作すると約束をしたはずが、草だらけです。この審議には関係ありませんが、きちんと指導及び是正をお願いしたい。

議案の質疑に戻りますが、この方の現状の営農計画と資金計画を説明してください。

事務局 営農計画と資金計画を説明

9番 設置費とメンテナンスの代金を考えると、3年間でペイできるとは思えません。

事業として成り立たないのではありませんか。売電の計画を説明してもらいたい。

事務局 売電計画について説明。

9番 売電は20年計画とのことですが、申請は一時転用で3年間になります。ここの

説明はどうなりますか

事務局 ブルーベリーも成木になるまで6年かかるとのことなので継続したいとのことで

す。

9番 一時転用なので3年で撤去するのではないですか。

事務局 撤去はしないでそのまま継続したいとのことです。

8番 一時転用は期間が過ぎたら農地に戻す必要があるのではないですか。作った施設

は全部撤去しないといけないと理解していますが、そうではないのですか。

事務局 営農型太陽光について国から示されているQ&Aでは、営農の継続が確実と認め られる場合は継続を可能としています。

2番 申請者はおいくつですか。

事務局申請書に基づき回答。

12番 営農計画書を見ると、土壌改良を行い酸性土壌にするとなっていますが、ポット 栽培なので土壌改良は必要ないのではありませんか。

> それから、3年目以降は粗収入率が高く充分採算がとれると記載されていますが、 粗収入率というのは何を指しているのですか。このような言葉を聞いたことがあり ませんが、説明してください。

事務局酸性の土づくりを行っていくと理解しています。

12番 要するに農地のどこかで酸性の土を作って鉢に入れて栽培するということでよろしいですね。

事務局 収入支出に関する内訳によると 10 年間の収入と経費の割合を祖収入率としているようです。

13番 法的に未成熟な部分もあるのかもしれませんが、須坂市農業委員会でこれを否決したところで結局、県で許可になることが多いと聞いています。

この方は、昭和50年代からブルーベリーは作っていますが、これが許可になるといろんなところでマネする方も増えてきます。あとは須坂市農業委員会がどういう指導をしていくかが重要になると思います。きちんと栽培しているかをしっかり確認して検証していく以外にないと思います。

事務局 農水省からの通知によると、営農型太陽光の継続について、転用期間中のパネル 下部の営農状況を充分確認して総合的に判断するとされていますので、地区農業委 員さんにおかれましても許可になった場合は、日ごろからきちんと栽培しているか 等の確認をお願いします。

議長推進委員さんで何かございますか。

21番 実績が伴わなければどうなりますか。

事務局 実績が伴わなければ、まずは指導ということになります。それで更新不可になる かと言われると、他市町村の状況ですが、農業委員会で意見不可でも県では許可されていると聞いています。

営農計画書ですが、ポット栽培のはずが、露地栽培のもののようにしか見えません。それと収量 100%を目指すなら防鳥ネット等も必要ですし、そういったものが計画に載っていません。申請者にその点を確認していただきたいと思います。

事務局申請者に確認します。

21番

議長 ほかにないようでありますので、採決いたします。

なお、本議案につきましては重要な案件ですので、採決の方法は、「意見可と決定」、「意見否と決定」、「審議保留」の3つで採決します。

議案第 20 号の1件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

次に、意見否とする農業委員さんは挙手願います。

次に、審議保留とする農業委員さんは挙手願います。

意見可と決定1人、意見否と決定5人、審議保留7人であります。

よって、本案件につきましては審議保留となりました。

議長 次に、議案第 21 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決 定について」申請件数 3 件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。 推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

3番 確認ですが、№.2について地目が畑ということですが、つい最近まで住宅が建っていたと思いますが、畑に住宅を建てていたので追認するものなのか、新規で転用するものなのかどちらですか。

事務局 住宅があった部分の地目は宅地です。今回の申請は宅地の北側にわずかに畑が残

っており、それを今回住宅敷地として一体利用するものです。

12番 No.2 についてですが、水路が住宅の南側と北側にあったと思いますが、住宅はど の辺に作るのでしょうか

事務局 住宅については敷地の南側と北側に水路の名残りがありますが、その間に建てる ということです。

5番 №.1について、農地法の違反状態を是正するための申請で、顛末書が提出された と説明がありましたが、顛末書の提出があったら報告していただきたい。

> それと顛末書ではなく始末書とすべきではないですか。顛末書は、ことの顛末を 書いただけですので、始末書とすべきと思います。

事務局 今後そのようにします。

議長推進委員さんで何かございますか。

議長ないようでありますので、採決いたします。

議案第21号の3件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。よって、議案第 21 号の 3 件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数7件を議題といたします。

最初に、議案第22号のNo.1の1件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長
次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでしたら、推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

議長ないようでありますので、これより採決いたします。

議案第22号のNo.1の1件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。よって、議案第22号のNo.1の1件については、決定とすることに決しました。

議長 次に、議案第22号のNo.2の1件について、審議いたします。

なお、この案件につきましては、須坂市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、議席番号 15 番の退席をお願いします。

議決後は着席を認めます。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長以上で説明が終りました。これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようですので、推進委員さんで何かございますか。

議長ないようでありますので、採決いたします。

議案第22号のNo.2の1件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。よって、議案第22号のNo.2の1件については、決定とすることに決しました。

それでは、15番委員の着席を認めます。

議長 次に、議案第22号のNo.3からNo.7までの5件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようですので、推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 以上で説明が終りました。これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

議長ないようですので、推進委員さんで何かございますか。

ないようでありますので、採決いたします。

議案第22号のNo.3からNo.7までの5件について、決定とするに賛成の 農業委員さんは挙手願います。

挙手全員であります。よって、議案第22号のNo.3からNo.7までの5件については、決定とすることに決しました。

議長以上で審議案件は終了いたしました。

次に、報告に移ります。

報告第 10 号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」報告件数1件について事務局の説明を願います。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長この件について、ご質問はございませんか。

ないようですので、以上で報告を終わります。

これをもちまして、9月総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。